

岐阜県児童福祉施設等における事故発生時の報告事務取扱要領

制定 平成31年4月1日

改正 令和7年4月1日

岐阜県子ども・女性部子育て支援課

1 目的

この要領は、子育て支援課が所管する児童福祉施設及び子育て支援事業の実施事業所等（以下「児童福祉施設等」という。）において、利用者に対する保育等提供中の事故、虐待、火災、利用者の行方不明、法人役員・職員による法令違反・不祥事等が発生した場合の、児童福祉施設等の施設・事業者から県への報告の取扱いを定め、事故等発生時において適切かつ迅速な対応をとるとともに、事故等の発生要因や事故対応及び再発防止策を検証し、利用者に対する保育等の質の向上及び児童福祉施設等の運営の適正化を図ることを目的とする。

2 対象施設・事業所

報告の対象となる児童福祉施設等は以下のとおりとする。

ただし、県所管のものに限る。（中核市を除く。）

- ・ 特定教育・保育施設
保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）
- ・ 特定地域型保育事業
小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業
- ・ 児童厚生施設
- ・ 地域子ども・子育て支援事業
延長保育事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ・ 認可外保育施設

3 報告の範囲

児童福祉施設等は、次の場合、所管する県事務所福祉課又は岐阜地域福祉事務所（以下「県事務所福祉課等」という。）へ報告すること。

- (1) 保育等提供中の利用者の事故等で、下記のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 死亡事故
 - (イ) 意識不明事故（どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの）
 - (ウ) 治療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故
 - (エ) 上記以外で、重篤な事故等につながる恐れがあったものや、職員配置や設備管理等、施設の運営で改善すべき点があったもの等、施設において再発防止のため

めの検証と対応が必要と考えられる事故

- (注1)「保育等提供中」とは、施設内における事故のほか、送迎、園外活動等の施設外の事故を含む。
- (注2)「事故等」とは、利用者自身や第三者に起因するものを含み、施設側の過失の有無は問わない。例えば、利用者自身による異食も含む。
- (注3) 死亡事故については、利用者が病気により死亡したと考えられる場合であっても、死因に疑義が生じる可能性があるときは報告すること。
- (注4) 利用者の事故等に限らず職員や保護者の事故等であっても、利用者に被害が及ぶ可能性のあった事故等は対象とする。
- (注5) 意識不明事故に関する報告の要否は、意識不明となった原因を判断基準とする。
 - (i)「事故」が原因である場合(県への報告:必要)
※事故の具体例:転倒、衝突、誤嚥、食物アレルギー、熱中症等
 - (ii) 明らかに「病気」が原因である場合(県への報告:不要)
※ただし、当初は「病気」が原因であると判断された場合でも、1週間経過後も意識が回復しない場合は、その時点で県へ報告する。
※病気の具体例:てんかん、けいれん(熱性・無熱性・憤怒)等
 - (iii) 原因が「不明」な場合(県への報告:必要)
※報告後、その原因が「事故」又は「病気」であることが判明した場合には、その旨を県へ追加報告する。

- (2) 虐待(疑いがあるものを含む。以下「虐待等」と言う。)
- (3) 火災
- (4) 利用者の行方不明
- (5) 法人役員・職員の法令違反・不祥事等(利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失等)

なお、「食中毒・感染症等」に関する報告については、「社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」によることとする。

4 報告期限及び報告事項

報告対象	対象施設	報告期限	報告事項
(1) 保育等提供中の利用者の事故等 (ア) 死亡事故 (イ) 意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) (ウ) 治療に要する期間が 30 日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故 (エ) 上記以外で再発防止のための検証等が必要な事故	・地域子ども・子育て支援事業(延長保育事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業、病児保育事業及び子育て援助活動支援事業) ・特定教育・保育施設(保育所、認定こども園(幼稚園型を除く)) ・特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業) ・認可外保育施設	◆ (ア)・(イ)・(ウ) の場合 ・事故発生から 24 時間以内に第一報を報告 ・さらに、事故発生から 1 週間以内に第二報を報告 ◆ (エ) の場合 ・事故発生から 1 週間以内に報告	・別紙 1 による ※ただし、利用者以外の事故等については、別紙 2 に準じた任意様式とする。
	・児童厚生施設	◆ (ア)・(イ)・(ウ) の場合 ・事故発生から 24 時間以内に報告 ◆ (エ) の場合 ・事故発生から 1 週間以内に報告	・別紙 2 による
(2) 虐待等	・全ての施設(事業所)	・発生(発見)から 24 時間以内に第一報を報告 ・発生(発見)から 1 週間以内に第二報を報告	・別紙 3 による
(3) 火災 ・消防機関に出動を要請したもの	・全ての施設(事業所)	・発生から 24 時間以内に報告	・別紙 4-1(総括表)による 【死亡及び重症者が発生した場合】 ・別紙 4-2(個票)による

(4) 利用者の行方不明	・全ての施設(事業所)	・発生(判明)から24時間以内に第一報を報告 ・発見時に最終報告	・別紙5による
(5) 法人役員・職員の法令違反・不祥事の発生	・全ての施設(事業所)	・発生(判明)から24時間以内に報告	・任意様式

【参考】

報告対象	報告基準・報告期限	報告事項
○食中毒・感染症等	・下記に達した場合、速やかに報告 (1) 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間に2名以上発生した場合 (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 (3) (1)及び(2)に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合	「社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」の以下の様式による ※1 ・様式1 ・様式2 ・様式3 (経過記録表)
○災害	・速やかに報告	・参考様式「被災状況報告」による ※2 (災害発生時における被災状況の県への報告等について)

※1 「社会福祉施設等内における食中毒・感染症等初動マニュアル」

<https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/kansensho/>

※2 災害発生時における被災状況の県への報告等について

https://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kekkon/kosodate/11236/index_22934.html

5 対応方法

【事故等又は虐待等の場合】

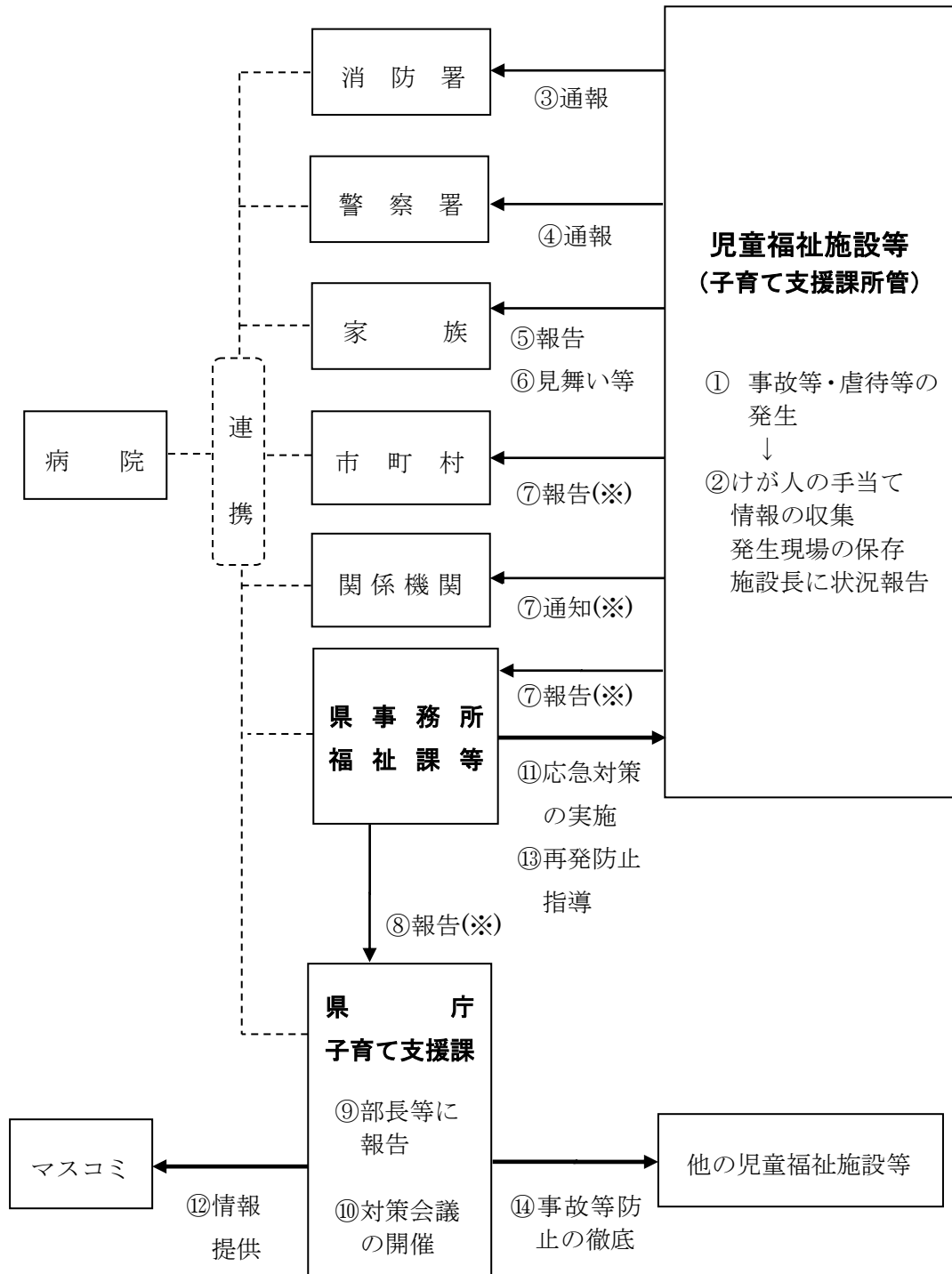
(1) 対応について

※実施順序及び対応内容は、施設等の状況及び虐待による受傷の程度等に合わせ
て適宜調整するものとする

施設内において事故等が発生した場合の対応		対応日時
施設等	①事故等又は虐待等の発生	月 日 時 分
	②・けが人の手当て等を行う。また、事故等発生時の情報を収集するとともに、必要に応じて現場を保存する。 ・施設長（管理者）に状況を報告する。	
	③消防署に通報し、救急車の出動を要請する。 〇〇消防署 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 FAX：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	
	④警察に通報する。 〇〇警察署 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 FAX：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	
	⑤死亡又はけがをされた利用者の家族へ報告を行い、事故等の経緯及び発生時の状況等の説明を行う。	
	⑥施設長等は必要に応じて早急にお見舞い等を行う。	
	⑦市町村及び県事務所福祉課等に報告する。 ※ 放課後児童健全育成事業及び特定地域型保育事業の場合は、市町村のみ報告することとし、県事務所福祉課等への報告は不要とする。 ※ 認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設は「公益財団法人児童育成協会」に、企業主導型ベビーシッター等利用支援事業は「全国保育サービス協会」に併せて通知すること。 (虐待等の場合は対応不要) ◆事故等又は虐待等の発生報告→ 別紙1から別紙3 〇〇市町村 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 FAX：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県事務所福祉課 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 FAX：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	
県	⑧県事務所福祉課等(放課後児童健全育成事業及び特定地域型保育事業における事故等の場合は市町村)が県庁子育て支援課に報告する。	
	⑨県庁子育て支援課が子ども・女性部長、次長及び危機管理担当者(子ども・女性政策課)に報告する(軽易な事案を除く。)	

⑩必要に応じて対策会議を開催し、対応について協議する。	
⑪県事務所福祉課等が現場確認、聴き取り等を行い、市町村及び県庁子育て支援課と連携して解決に向けた応急対策を実施する。	
⑫マスコミからの要求等に対して、適切な情報提供を行う。	
⑬原因を究明し、当該施設等に対し再発防止を指導する。	
⑭他の児童福祉施設等に対して事故等防止の徹底を図る。	

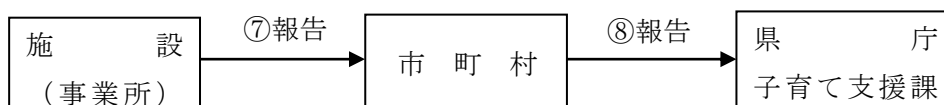
(2) 対応イメージ図



ただし、⑩～⑬の対応については必要に応じて市町村と連携のうえ実施することとする。

【※注意】

放課後児童健全育成事業及び特定地域型保育事業の場合は下記のとおりとする。



※県事務所福祉課等への報告は不要。

【火災の場合】

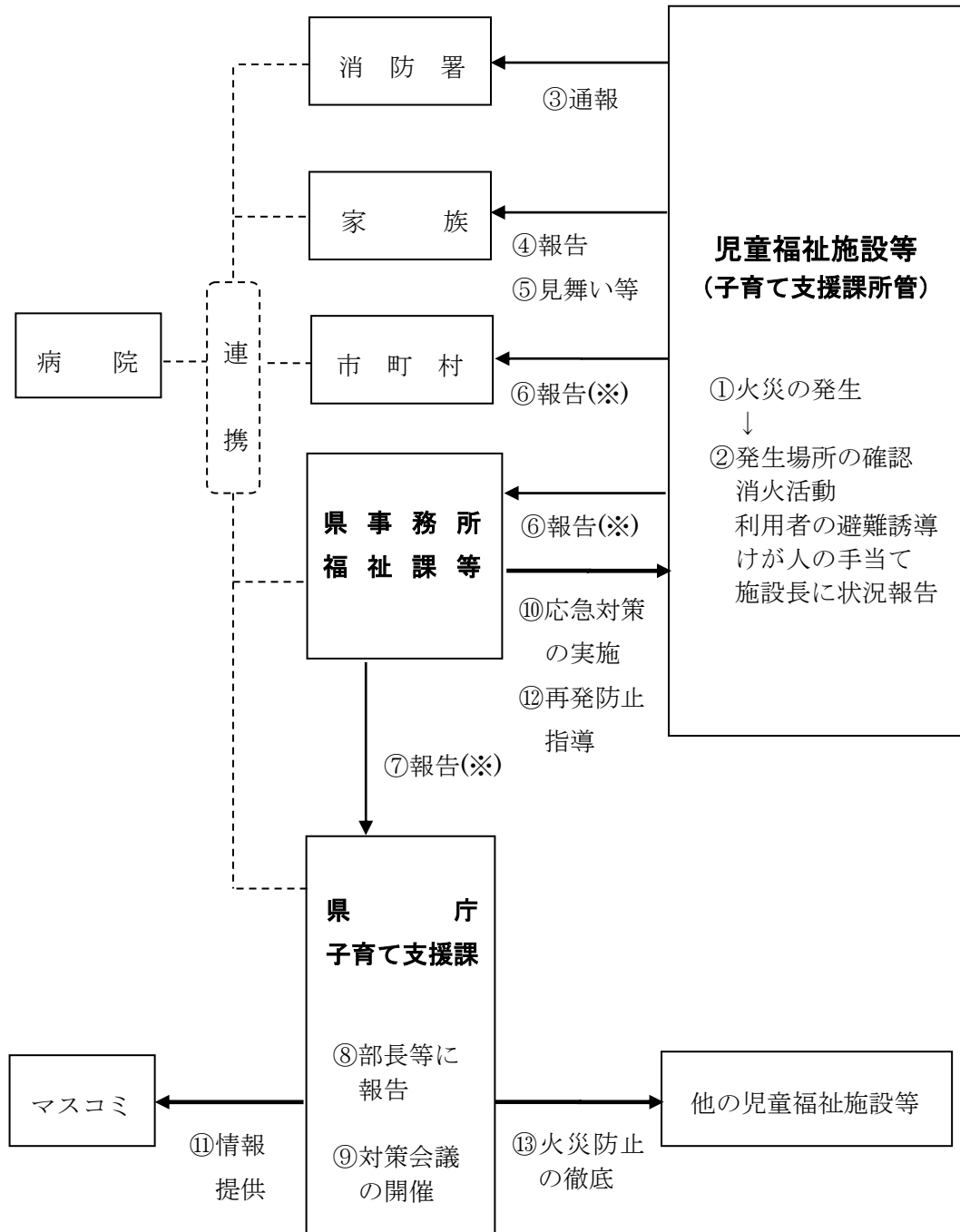
(1) 対応について

※実施順序は、施設等の状況に合わせて適宜調整するものとする

施設内において火災が発生した場合の対応		対応日時
施設等	①火災の発生	月 日 時 分
	②・発生場所の確認。 ・初期消火活動、利用者の避難誘導を行う。 ・けが人の手当て等を行う。 ・施設長（管理者）に状況を報告する。	
	③消防署に通報し、消防車・救急車の出動を要請する。 〇〇消防署 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 FAX：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	
	④死亡又はけがをされた利用者の家族へ報告を行い、火災発生の経緯及び発生時の状況等の説明を行う。	
	⑤施設長等は必要に応じて早急にお見舞い等を行う。	
	⑥市町村及び県事務所福祉課等に報告する。ただし、放課後児童健全育成事業及び地域型保育事業の場合は、市町村のみ報告することとし、県事務所福祉課等への報告は不要とする。 ※火災の発生報告→ 別紙４－１、４－２ 〇〇市町村 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 FAX：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇県事務所福祉課 TEL：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 FAX：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	
県	⑦県事務所福祉課等(放課後児童健全育成事業及び地域型保育事業の場合は市町村)が県庁子育て支援課に報告する。	
	⑧県庁子育て支援課が子ども・女性部長、次長及び危機管理担当者（子ども・女性政策課）に報告する（軽易な事案を除く。）。	
	⑨必要に応じて対策会議を開催し、対応について協議する。	

⑩県事務所福祉課等が現場確認、聴き取り等を行い、市町村及び 県庁子育て支援課・消防署と連携して解決に向けた応急対策を 実施する。	
⑪マスコミからの要求等に対して、適切な情報提供を行う。	
⑫原因を究明し、当該施設等に対し再発防止を指導する。	
⑬他の児童福祉施設等に対して火災防止の徹底を図る。	

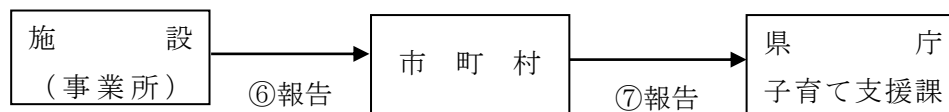
(2) 対応イメージ図



ただし、⑨～⑫の対応については必要に応じて市町村と連携のうえ実施することとする。

【※注意】

放課後児童健全育成事業及び特定地域型保育事業の場合は下記のとおりとする。



※県事務所福祉課等への報告は不要です。

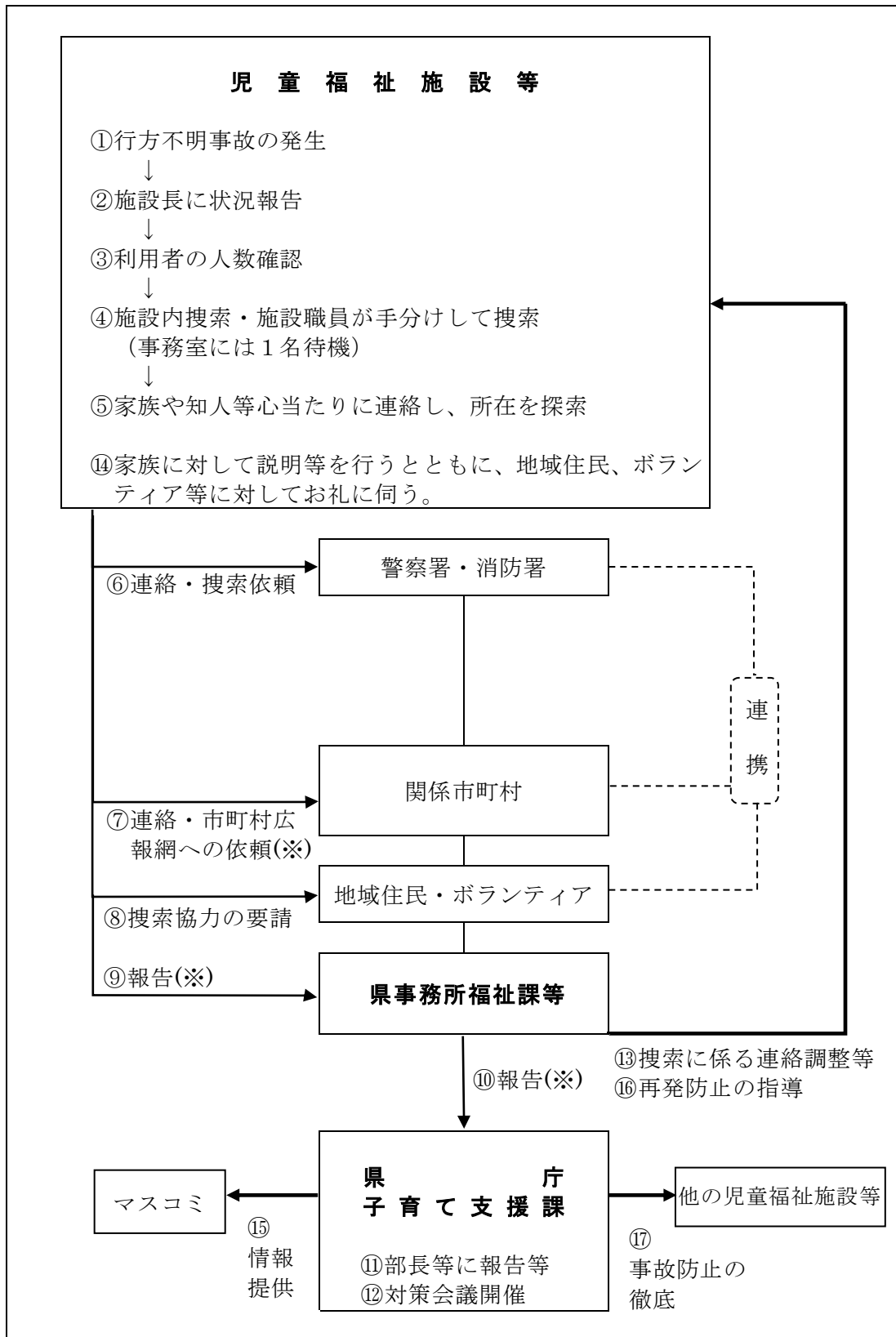
【利用者の行方不明の場合】

(1) 対応方法について

※項目や実施順序は、施設等の状況に合わせて適宜調整するものとする

行方不明が発生した場合の対応		対応日時
施設等	①行方不明の発生	月 日 時 分
	②施設長に状況を報告する。	
	③利用者の人数確認を行う。	
	④施設内搜索・施設職員が手分けして搜索する。 (事務室には1名待機)	
	⑤家族や知人等、心当たりの所へ連絡し、所在を探索する。	
	⑥警察署及び消防署に通報し、搜索を依頼する。 〇〇警察署 TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇消防署 TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	⑦市町村に連絡するとともに、広報網への依頼 〇〇市町村 TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
	⑧地域住民やボランティアに、捜査への協力要請を行う。	
	⑨児童福祉施設等は、県事務所福祉課等に報告する。ただし、放課後児童健全育成事業及び地域型保育事業の場合は、県事務所福祉課等への報告は不要とする。 ※利用者の行方不明報告 → 別紙5 〇〇県事務所福祉課 TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 FAX : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	
県	⑩県事務所福祉課等（放課後児童健全育成事業及び地域型保育事業の場合は市町村）が県庁子育て支援課に報告する。	
	⑪県庁子育て支援課が子ども・女性部長、次長及び危機管理担当者（子ども・女性政策課）に報告する（軽易な事案を除く。）。	
	⑫必要に応じて対策会議を開催し、対応について協議する。	
	⑬県事務所福祉課等が県庁子育て支援課と連携して搜索に係る連絡調整等を行う。	
施設	⑭施設長等は、家族に説明等を行うとともに、捜査に協力した地域住民、ボランティア等に対してお礼に伺う。	
県	⑮マスコミ等の要求に対して、適切な情報提供を行う。	
	⑯原因を究明し、当該施設等に対し再発防止を指導する。	
	⑰他の児童福祉施設等に対して事故防止の徹底を図る。	

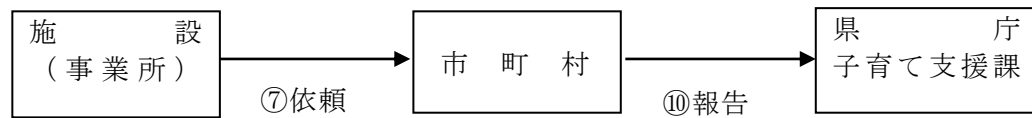
(2) 対応イメージ図



ただし、⑫、⑬、⑮及び⑰の対応については必要に応じて市町村と連携のうえ実施することとする。

【※注意】

放課後児童健全育成事業及び特定地域型保育事業の場合は下記のとおりとする。



※⑨県事務所福祉課等への報告は不要です。

【法人役員・職員の法令違反・不祥事等の場合】

違反内容等によって対応方法が異なるため、市町村及び県事務所福祉課等に報告のうえ、対応方法についての指示を受けること。